別表十七㈡の二㈠の記載要領第１号、別表十七㈡の二㈡付表１の記載要領第１号及び別表十七㈡の二㈢付表㈡の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の５の２（第３項を除く。）若しくは第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を加える。

別表十七㈡の二㈢の記載要領第１号中「場合」の次に「又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を加える。

別表十七㈡の二㈢付表の記載要領第１号中「場合」の次に「（外国法人の令和４年４月１日前に開始した事業年度にあつては、恒久的施設を有する外国法人が同項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を加える。

別表十七㈢付表１の記載要領第五号中「第22条の11第43項第７号」を「第22条の11第48項第７号」に、「第22条の76第41項第７号」を「第22条の76第46項第７号」に改める。

別表十七㈢付表㈡の記載要領第１号中「（第８号」を「（第７号」に改め、同第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とし、同第五号中「第７号」を「第６号」に改め、同号を同第四号とし、同第六号を同第五号とし、同第七号を同第六号とし、同第八号を同第七号とする。

別表十七㈢の二㈠の記載要領第十１号中「第22条の11第30項各号（」を「第22条の11第35項各号（」に、「第22条の76第28項各号（」を「第22条の76第33項各号（」に、「第22条の11第30項各号列記以外の部分」を「第22条の11第35項各号列記以外の部分」に、「第22条の76第28項各号列記以外の部分」を「第22条の76第33項各号列記以外の部分」に、「第22条の11第31項」を「第22条の11第36項」に、「第22条の76第29項」を「第22条の76第34項」に改め、同第十二号を次のように改める。

12　「㈫のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額（㈬に該当するものを除く。）　㈭」の欄は、法第61条第１項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等に相当する資産の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリバティブ取引（法第61条の５第１項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）に係る利益の額又は損失の額（租税特別措置法施行規則第22条の11第40項において準用する同条第36項又は令和２年旧措置法施行規則第22条の76第38項において準用する同条第34項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行つた全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額）を記載すること。

別表十七㈢の二㈢の記載要領第十六号中「第22条の11第38項」を「第22条の11第43項」に、「同条第30項各号又は」を「同条第35項各号又は」に、「第22条の76第36項」を「第22条の76第41項」に、「同条第28項各号に」を「同条第33項各号に」に、「同条第30項各号列記以外の部分」を「同条第35項各号列記以外の部分」に、「同条第28項各号列記以外の部分」を「同条第33項各号列記以外の部分」に、「同条第31項」を「同条第36項」に、「同条第29項」を「同条第34項」に改め、同第十七号を削り、同第十八号を同第十七号とする。

別表十七㈢の四付表の記載要領第１号中「第５号」を「第４号」に改め、同第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とする。

別表十七㈢の七の表中「㈨及び㈩に係る外国源泉税等の額　㈩又は$\left(㈩\times\frac{㈭+㈲}{㈨}\right)$」を「㈨及び㈩に係る外国源泉税等の額　㈩$\times\frac{㈭+㈲}{㈨}$」に改め、同表の記載要領第十二号を削り、同第十三号を同第十二号とし、同第十四号㈢を削り、同号を同第十三号とし、同第十五号を同第十四号とする。

別表十七㈢の七付表１の記載要領第１号中「第６号」を「第５号」に改め、同第五号を削り、同第六号を同第五号とする。

別表十七㈢の七付表㈡の記載要領第１号中「第４号」を「第３号」に改め、同第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とする。

別表十七の二㈢の次に次の１表を加える。